

厚真町キャッシュレス決済普及事業補助金

新規・更新
どちらもOK!

〆切
令和7年
1/31(金)

最大
10万円

(※)1事業所につき

補助率
3/4

キャッシュレス決済を導入する(又はしている)町内事業者への補助事業です。決済機器の購入、導入に係る工事や設定等に要した経費の一部を支援します。この機会に多様な決済手段の導入を検討しませんか？



対象者※詳細は、要綱又は問い合わせによりご確認ください

- ① 町内に固定店舗を有する、又は、町内を中心に移動販売をしている
- ② キャッシュレス決済を導入すること

対象経費※詳細は、要綱又は問い合わせによりご確認ください

① キャッシュレス決済機器等導入事業

- ・ キャッシュレス端末やその付属品の購入費用
- ・ アプリケーション等の設定費用
- ・ キャッシュレス端末導入に伴って行うインターネット開通工事費

② あつまるカード決済機器導入事業

- ・ あつまるカード決済管理用端末やその付属品の購入費用
- ・ アプリケーション等の設定費用
- ・ あつまるカード決済端末導入に伴って行うインターネット開通工事費

注

※クレジット等の利用に伴う、決済手数料は「対象外」となります。
詳細、申請方法等は、要綱又は問い合わせにてご確認ください

厚真町 キャッシュレス決済普及事業補助金

検索



事業の詳細は、
町公式 HP からご確認ください。

本事業に関する問い合わせ先 厚真町産業経済課 電話0145-27-2486